

文部科学省国立研究開発法人審議会 日本原子力研究開発機構部会の運営規則

平成 27 年 6 月 16 日
日本原子力研究開発機構部会

文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則（平成二十七年五月十五日文部科学省国立研究開発法人審議会決定）第五条第六項の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会令及び文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（書面による議決）

第二条 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

（議決権の特例）

第三条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）の役職員等（委託研究等により当該国立研究開発法人与密接な関係を有する場合を含み、競争的資金により雇用されている場合を除く。）は、当該国立研究開発法人に係る評価に関する意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

2 部会が別に定めるところにより、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人の評価に係る意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

（会議の公開）

第四条 部会の会議は、公開して行う。ただし、部会長の決定その他の人事に係る案件、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件、その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして部会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この規則は、部会の決定の日（平成二十七年六月十六日）から施行する。

議決権の特例等について

平成 27 年 6 月 16 日

文部科学省国立研究開発法人審議会

日本原子力研究開発機構部会

文部科学省の国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会における議決権の特例等について、次のように定める。

（議決権の特例）

第一条 文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会運営規則（以下「運営規則」という。）第三条第二項に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該国立研究開発法人の法人経営又は事業運営に関する企画及び立案並びに評価に関する会議等に出席し、謝金を受けている者（年に数回程度行われる提案公募事業の審査又は専門的な助言に係る謝金を受けている者を除く。）
- 二 当該国立研究開発法人が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者
- 三 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して当該国立研究開発法人から金銭提供がある者
- 四 自ら研究申請者となって当該国立研究開発法人から研究費の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者を除く。）

（議決権を有しない者の人数）

第二条 文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）第六条第三項において読み替えて準用する第六条第一項の場合における委員及び議事に関係のある臨時委員の人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。

2 文部科学省国立研究開発法人審議会令第六条第三項において読み替えて準用する第六条第二項の場合における委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。

文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会の
会議の公開に関する規則

平成 27 年 6 月 16 日

文部科学省国立研究開発法人審議会
日本原子力研究開発機構部会

文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会運営規則（平成二十七年六月十六日文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会決定）第四条の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（以下「部会」という。）の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会運営規則（以下「部会運営規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の傍聴）

- 第二条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省研究開発局原子力課の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公表）

第三条 部会長は、部会の会議において配布した資料を公表しなければならない。ただし、部会運営規則第四条第一項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、部会長が部会に諮って当該資料を非公表とすることができる。

（議事録の公表）

第四条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、会議の公開又は非公開にかかわらずこれを公表しなければならない。ただし、部会長が必要と認めるときは、部会に諮った上で、議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。

附則

この規則は、部会の決定の日（平成二十七年六月十六日）から施行する。